

Weekly Report

第421号
平成29年8月21日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

29年度地域別最低賃金の改定とQ&A

◆全ての地域で22円以上の引上げ額に

29年度の地域別最低賃金について、中央最低賃金審議会が示した引上げ目安などを参考に各都道府県の地方最低賃金審議会が審議した改定額の答申が出揃いました。

答申された改定額は、すべての地域で22円以上(22~26円)の引上げとなり、全国加重平均額は848円(25円引上げ)となります。

改定額の発効日は各都道府県で異なり、9月30日から10月中旬までに順次発効される予定です。地域別最低賃金は原則、産業や職種、雇用形態に関係なく適用されますので、厚労省や労働局のホームページ等で必ず確認しましょう。

◆地池別最低賃金に関するQ&A

Q. 最低賃金の対象となる賃金とは?

A. 毎月支払われる基本的な賃金が対象となり、実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除きます。

Q. 最低賃金未満の賃金で契約した場合は?

A. 仮に最低賃金額未満の賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めた場合でも、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q. 最低賃金未満の賃金を支払っていた場合は?

A. 使用者が労働者に最低賃金未満の賃金を支払っていた場合は、差額を支払わなくてはなりません。なお、支払わない場合は罰則が定められています。

Q. 派遣労働者に適用される最低賃金は?

A. 派遣先の事業場がある地域の最低賃金が適用されます。

相続財産から控除される「葬式費用」とは

相続税を計算する際、被相続人が残した借入金などの債務を遺産総額から差し引くことができますが、それ以外にも一定の相続人が負担した葬式費用を遺産総額から差し引くことができます。

葬式費用となるものは、*葬式や葬送に際し、火葬や埋葬、納骨をするためにかかった費用、*遺体や遺骨の回送にかかった費用、*葬式の前後に生じた費用で通常葬式にかかせない費用、*葬式に当たりお寺などに対する読経料などの費用、*遺骨の運搬にかかった費用などが該当します。

一方、*香典返しのためにかかった費用、*墓石や墓地の買入れのためにかかった費用などは葬式費用に該当しません。

消費税の中間申告が必要となるのは

消費税の課税期間は原則として1年とされていますが、個人の場合は前年、法人の場合は前事業年度の消費税の年税額が48万円(地方消費税額は含みません)を超える場合は、消費税を分けて納税する中間申告が義務付けられています。

なお、事業状況が前年と著しく異なる場合などは、「前年実績による中間申告」に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額等により中間申告・納付ができます。